

（現 行）			（改 訂 後）		
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明
II. 適切なリスク管理態勢の確立 2. 管理業務 (1) 市場リスクの管理		（新 設）	③時価評価	(1) 規定の整備	<u>(1) 会計処理の恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続き等をとっているか。</u> <u>① 時価を算定する部署の管理者の権限と義務</u> <u>② 規定の遵守義務及び変更手続</u> <u>③ 時価の算定方法に係る基本的考え方</u> <u>・ 特定取引及び非特定取引を行う組織から独立した他の組織による時価の算定</u> <u>・ 時価の算定方法（時価の算定方法を別の書類に定める場合はその旨の規定）</u> <u>・ 時価の算定に関するルールの遵守に係る内部監査の実行</u> <u>・ 時価の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法</u>
		（新 設）		(2) 特定取引及び非特定取引実施部署と時価算定部署の分離	<u>(2) 時価算定の方法の公正性を確保する観点から、特定取引及び非特定取引を行う部署と時価算定を担当する部署が異なっているか。</u>
		（新 設）		(3) 時価算定の客観性の確保	<u>(3) 時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。</u> <u>① 規定等に基づき時価算定要領等を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要がある場合には、規定等に基づき速やかに改正しているか。</u> <u>なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。</u> <u>② 時価算定要領等については、内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、特定取引関定及び非特定取引関定に係る取引を行う組織（いわゆるフロント機能を有する組織）及び金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等）の承認を受けているか。</u> <u>また、当該要領等の運用状況についても定期的上記組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等。ただし、実際に算定を行っている部署は除く。）のチェックを受けているか。</u>

（ 現 行 ）			（ 改 訂 後 ）		
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明
					③ 「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会）等に基づき、適正に時価が算定されているか。 ④ 時価算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点事項に含まれているか。
③時価・リスク量の把握	(1) 正確な時価の把握	(1) 特定取引部門のみならず、非特定取引部門を含んだ、ポジションの時価（モデル等により算出する公正価値を含む）を正確に把握しているか。また、貸出金等時価把握の技術が確立していないものも、可能な限り把握しているか。なお、連結ベースでも把握していることが望ましい。	④時価・リスク量の把握	(1) 正確な時価の把握	(1) 特定取引部門のみならず、非特定取引部門を含んだ、ポジションの時価（モデル等により算出する時価を含む）を正確に把握しているか。また、貸出金等時価把握の技術が確立していないものも、可能な限り把握しているか。なお、連結ベースでも把握していることが望ましい。
	(2) ～ (7) （ 略 ）	(2) ～ (7) （ 略 ）		（ 同 左 ）	（ 同 左 ）
④ポジション枠、リスク・リミット及び損失限度の管理	(1) ～ (4) （ 略 ）	(1) ～ (4) （ 略 ）	⑤ポジション枠、リスク・リミット及び損失限度の管理	（ 同 左 ）	（ 同 左 ）
⑤市場流動性リスク	(1) ～ (5) （ 略 ）	(1) ～ (5) （ 略 ）	⑥市場流動性リスク	（ 同 左 ）	（ 同 左 ）
⑥事務管理	(1) ・ (2) （ 略 ）	(1) ・ (2) （ 略 ）	⑦事務管理	（ 同 左 ）	（ 同 左 ）
⑦市場取引に係る信用リスクの管理	(1) ～ (5) （ 略 ）	(1) ～ (5) （ 略 ）	⑧市場取引に係る信用リスクの管理	（ 同 左 ）	（ 同 左 ）
⑧ネットワーク規制関連及びその他の内部モデルを使用したリスク	（ 略 ）		⑨ネットワーク規制関連及びその他の内部モデルを使用したリスク	（ 同 左 ）	

（ 現 行 ）			（ 改 訂 後 ）		
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明
管理			管理		
(3) 特定取引 関連 (特定取引（ トレーディン グ）勘定設置 金融機関のみ 検証）	(1) 規定の整備	(1) 区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続きをとっているか。 ① <u>法令上の「特定取引目的」の定義に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール</u> ・ 特定取引目的の定義 ・ 取引目的による明確な組織区分（ユニット単位による人的な区分）と独立した意思決定権限 ・ 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間のディーラーの兼務の制限 ・ 勘定間の振替の禁止 ・ <u>特定取引勘定における特定取引の取引種類毎の帳簿の作成</u> ・ 特定取引有価証券の取引相手のマーケットへの限定やヘッジ目的の認識 ② <u>特定取引を行う部署の管理者並びに時価等を算定する部署の管理者の権限と義務</u> ③ 規定の遵守義務及び変更手続 ④ <u>時価等の算定方法に係る基本的考え方</u> ・ <u>銀行法等あるいは省令に定められた算定方法の遵守</u> ・ <u>特定取引を行う組織から独立した他の組織による時価の算定</u> ・ <u>時価等の算定方法（時価等の算定方法を「公正価値算定要領」など別の書類に定める場合はその旨の規定）</u> ・ <u>時価等の算定について、いわゆる「新外為経理基準」を用いるものがあれば、その対象の明記</u> ・ <u>時価等の算定に関するルールの遵守に係る内部監査の実行</u> ・ <u>時価等の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法</u> ⑤ 内部取引を行う場合のルールと管理の方法 ・ 内部取引の定義と対象	(3) 特定取引 連 (特定取引（ トレーディン グ）勘定設置 金融機関のみ 検証）	(1) 規定の整備	(1) 区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、<u>上記Ⅱ. 2. (1) ③(1) に加え、</u>少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続きをとっているか。 ① <u>府令上の「特定取引目的」の定義に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール</u> ・ 特定取引目的の定義 ・ 取引目的による明確な組織区分（ユニット単位による人的な区分）と独立した意思決定権限 ・ 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間のディーラーの兼務の制限 ・ <u>特定取引の振替の禁止（但し、法令に基づき当局に届出した範囲内で行う場合を除く）</u> ・ 特定取引有価証券の取引相手のマーケットへの限定やヘッジ目的の認識 ② <u>特定取引を行う部署の管理者の権限と義務</u> ③ 規定の遵守義務及び変更手続 ④ 内部取引を行う場合のルールと管理の方法 ・ 内部取引の定義と対象

（ 現 行 ）			（ 改 訂 後 ）		
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明
		- 内部取引を行う場合の基本方針 - フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認 - 内部取引を行う場合の承認手続きと保存書類 ⑥ 委託取引を行う場合のルール - 内部取引に関するルールの遵守状況に係る内部監査の実行			- 内部取引を行う場合の基本方針 - フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認 - 内部取引を行う場合の承認手続きと保存書類 ⑤ 委託取引を行う場合のルール - 内部取引に関するルールの遵守状況に係る内部監査の実行
	(2) （ 略 ）	(2) （ 略 ）		（ 同 左 ）	（ 同 左 ）
	(3) 帳簿の記載	(3) 特定取引関定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。当局申請時に作成するものとしている種類の帳簿について、適正な記載を行っているか。 また、当該帳簿を実際の業務においても、有効に利用しているか。（実際の業務では別の帳簿を使用していないか。）		(3) 帳簿の管理	(3) 特定取引関定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。
	(4) ・ (5) （ 略 ）	(4) ・ (5) （ 略 ）		（ 同 左 ）	（ 同 左 ）
	(6) 内部取引の適正性	(6) 同一金融機関内における内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上かなされ得るため、恣意的取引を排除する観点から、内部取引は、特定取引関定設置認可を受けた際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」（又は特定取引関定に関する規定）等に沿って適正に行っているか。		(6) 内部取引の適正性	(6) 同一金融機関内における内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上かなされ得るため、恣意的取引を排除する観点から、内部取引は、特定取引関定設置の届出をした際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」（又は特定取引関定に関する規定）等に沿って適正に行っているか。
	(7) 特定取引実施部署と時価算定部署の分離	(7) 時価算定の方法の公正性を確保する観点から、特定取引を行う部署と時価算定を担当する部署が異なっているか。		（ 削 除 ）	
	(8) 時価等の算定の基礎となる資料の作成及び保存	(8) 金融機関内外の監査等に際して、時価算定の公正性を疎明する必要があらることから、一定期間、時価の算定を再現できる資料を保存し管理しているか。		（ 削 除 ）	
	(9) 公正価値算定の客観性の確保	(9) 公正価値算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。 ① 規定等に基づき「公正価値算定要領」を定め、継続的に使用している		(7) 時価算定の客観性の確保	

（ 現 行 ）			（ 改 訂 後 ）		
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明
		<u>か。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要が生じた場合には、規定等に基づき速やかに改正しているか。</u> <u>なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。</u> ② 「<u>公正価値算定要領</u>」については、<u>内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、特定取引関定に係る取引を行う組織（いわゆるフロント機能を有する組織）及び金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等）の承認を受けているか。</u> <u>また、当該要領の運用状況についても定期的に上記組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等。ただし、実際に算定を行っている部署は除く。）のチェックを受けているか。</u> ③ <u>公正価値算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含めているか。</u> <u>また、監査の際の留意点として以下のものが含まれているか。</u> (イ) <u>省令で限定された取引範用に違反していないか。</u>（取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。） (ロ) <u>内部取引が公正価値により行われるなど、規定等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。</u> (ハ) <u>内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。</u> (ニ) <u>意図的な損益調整が行われていないか。</u>			<u>(7) 特定取引関定における時価算定の客観性を確保するため、内部監査の際の留意点として特に以下のものが含まれているか。</u> (イ) <u>府令で限定された取引範用に違反していないか。</u>（取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。） (ロ) <u>内部取引が時価により行われるなど、規定等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。</u> (ハ) <u>内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。</u> (ニ) <u>意図的な損益調整が行われていないか。</u>
	<u>(10) 公正価値の算定</u>	(10) <u>公正価値の算定は、以下の考え方に基づき、フロント機能を有する組織から独立した組織において算定しているか。</u> ① <u>上場取引</u> <u>原則として、公表されている最終価格（取引所の取引価格（終値（清算価格を含む）等）に基づき、合理的な方法により算出されているか。</u> ② <u>非上場取引</u> (a) <u>非上場取引のうち、引合価格が入手可能な取引</u> <u>原則として、ブローカー（スクリーン含む）、取引業者等から入手した取引の引合価格を用いて算出しているか。</u> (b) <u>上記に該当しない取引</u> <u>(イ)類似の性格を有する金融商品の入手可能な引合価格</u>		（ 削 除 ）	

（ 現 行 ）			（ 改 訂 後 ）		
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明
		<u>(ロ)評価手法（割引現在価値法、オプション価格計算モデル等）に基づく見積価格を用いて算出しているか。</u> <u>また、以下の点にも留意しているか。</u> <u>① 店頭デリバティブの価格算定については、</u> <u>(イ) 取引時と期末の算定方法が概ね同一であるか</u> <u>(ロ) 会計監査人等による外部監査人のチェックを受けているか</u> <u>(ハ) 内部監査でチェックが行われているか</u> <u>等により、公正性を確保するための対応が図られているか。</u> <u>② 「公正価値算定要領」等に規定される、</u> <u>(イ) 基礎データの種類とその入手先</u> <u>(ロ) 基礎データの入手時刻</u> <u>(ハ) 基礎データからイールドカーブを作成する方法</u> <u>(ニ) 基礎データの保管方法と保管期間</u> <u>(ホ) 補正を行う場合の補正手続き</u> <u>が遵守されているか、また継続使用されているか。</u>			
	<u>(11) 情報の開示</u>	<u>(11) 「重要な会計方針」の開示の観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について以下の点を開示しているか。</u> <u>① 特定取引関定の枠組み（「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等）</u> <u>② 時価の考え方（時価評価に公正価値の概念を用いること、公正価値算定要領の概要、客観性確保手段等）</u> <u>③ 特定取引関定に係る財務情報</u>		<u>(8) 情報の開示</u>	<u>(8) ディスクロージャーの観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について以下の点を開示しているか。</u> <u>① 特定取引関定の枠組み（「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等）</u> <u>② 時価の客観性確保手段等</u> <u>③ 特定取引関定に係る財務情報</u>